別表（6）

有害物質に関する基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム　0.1mg/ﾘｯﾄﾙ
シアン化合物	シアン　1mg/ﾘｯﾄﾙ
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）	1mg/ﾘｯﾄﾙ
鉛及びその化合物	鉛　0.1mg/ﾘｯﾄﾙ
六価クロム化合物	六価クロム　0.5mg/ﾘｯﾄﾙ
ヒ素及びその化合物	ヒ素　0.1mg/ﾘｯﾄﾙ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀　0.005mg/ﾘｯﾄﾙ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニール（ＰＣＢ）	0.003mg/ﾘｯﾄﾙ
チウラム	0.06mg/ﾘｯﾄﾙ
シマジン	0.03mg/ﾘｯﾄﾙ
チオベンカルブ	0.2mg/ﾘｯﾄﾙ
セレン及びその化合物	0.1mg/ﾘｯﾄﾙ
ホウ素及びその化合物	10mg/ﾘｯﾄﾙ
フッ素及びその化合物	8mg/ﾘｯﾄﾙ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸窒素の合計量　100mg/ﾘｯﾄﾙ

（注１）試験方法は、排水基準を定める省令及び環境大臣が定める検定方法によること。